

○東京藝術大学演奏芸術センター評議員会規則

平成14年3月26日

制

定

改正 平成25年3月7日 平成25年10月24日
平成27年3月26日 平成30年5月17日

(設置)

第1条 この規則は、東京藝術大学演奏芸術センター規則第8条第2項の規定に基づき、東京藝術大学演奏芸術センター評議員会（以下「評議員会」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

(任務)

第2条 評議員会は、東京藝術大学演奏芸術センター（以下「センター」という。）の運営等についてセンター長の諮問に応じて審議し、センター長に対して助言等を行う。

(組織)

第3条 評議員会は、奏楽堂の運営等に関して専門的な知識及び経験を有する学外有識者のうちから、25人以内の評議員をもって組織する。

2 評議員は、演奏芸術センター運営委員会の意見を参考として、学長が委嘱する。

(会長及び副会長)

第4条 評議員会に会長及び副会長を置き、評議員が互選する。

2 会長は、評議員会の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 評議員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 評議員に欠員が生じた場合の補欠評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 評議員会は、定例会及び臨時会とし、定例会は年1回、臨時会は必要に応じて開催する。

2 評議員会は、会長が招集し、その議長となる。

3 評議員会は、評議員の過半数が出席しなければ議事を開き、可決することができない。

(説明の要求など)

第7条 評議員会は、必要があると認めるときは、関係職員に対し、説明又は資料の提出等を求めることができる。

(庶務)

第8条 評議員会の庶務は、音楽学部事務部において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、評議員会の運営に関し必要な事項は、評議員会の審議を経て、センター長が定める。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年5月17日から施行する。